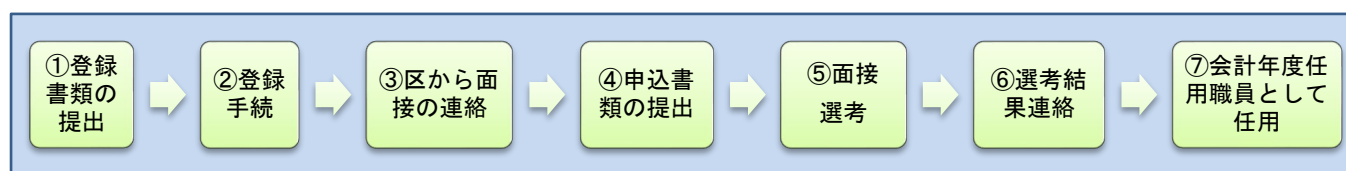


令和8年度採用 都筑区福祉保健課健康づくり係会計年度任用職員 （日額職）登録制度募集案内

会計年度任用職員は、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、任用が必要になった職について、登録いただいた方の中から、選考を経て任用を決定します。（年度当初の任用の他、必要に応じて、年度途中にも任用を行います。）

福祉保健課健康づくり係会計年度任用職員の登録を希望される方は、下記をご確認のうえ、登録書類をご提出ください。

1 登録の申込・選考の流れ



（１）提出書類に必要事項を記入のうえ、下記申込先に持参又は郵送で提出してください。

【提出書類】

・会計年度任用職員（日額職）登録用紙

【申込先】都筑区役所福祉保健課健康づくり係（２階 23 番窓口）

※令和8年4月1日の任用を希望する場合には、**【令和8年2月20日（金）】**までに、登録用紙を提出してください。

（２）申込先で登録手続きを行います。

（任用希望登録の有効期間は、令和9年3月31日迄です）

（３）登録者の中から募集する職種・勤務日数等条件のあてはまる方について面接選考を実施します。面接日時については登録いただいた方に個別にお知らせします。

※登録期間中、必要に応じて随時選考を行います

（４）選考実施後、選考の結果を連絡します。

（５）選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

◆注意事項◆

登録は、任用を約束するものではありません。ご登録いただいても、条件に合わない場合、もしくは任用が必要でない場合には、選考の連絡は行いません。

2 応募資格

各職の資格要件を満たす方（別紙、登録募集職種一覧参照）

（次ページあり）

3 職種、勤務条件等

(1) 職種

別紙、登録募集職種一覧参照

- ① 健康づくり関係業務 看護職
- ② 健康づくり関係業務 栄養士
- ③ 健康づくり関係業務 歯科衛生士

(2) 勤務条件

別紙、登録募集職種一覧参照

※ その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます

(3) 身分

地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員

(4) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間で必要に応じて任用します。

※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大4回)

4 欠格条項

地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者

5 雇入時健診

必要に応じ、雇入れ時に健康診断を受診していただくことがあります。

6 その他

- (1) 提出書類に記載されている個人情報、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。
- (2) 提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 令和8年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。

7 申込・問合せ先

都筑区福祉保健課健康づくり係 会計年度任用職員担当

〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号／電話：045-948-2350／FAX：045-948-2354